

資料４．海外主要国のP R T R制度の概要

国名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	T R I (有害物質 排出目録)	6 6 6	製造業等（業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り）	個別データ及び集計 データを公表	1 9 8 7
カナダ	N P R I (全国汚染 物質排出目 録)	3 2 3	製造業等（業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り）	個別データ及び集計 データを公表	1 9 9 3
豪州	N P I (全国汚染 物質目録)	9 0	製造業等（年間取扱量 ですそ切り）	個別データ及び集計 データを公表	1 9 9 8
英国	P I (汚染目録)	1 7 0	製造業等（業種指定。 年間排出量ですそ切 り）	個別データ及び集計 データは全国大気排 出目録（NAEI）で大 気への排出のみ公表	1 9 9 1
オランダ	I E I (個別物質 排出目録)	約 1 7 0	環境管理法上の許可が 必要とされる施設等	集計データを公表 （個別データは ID 登録又は請求により 開示）	1 9 7 4
日本	P R T R (化学物質 排出移動量 届出制度)	3 5 4	製造業等（業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り）	集計データを公表 （個別データは請求 により開示）	2 0 0 1

（参考）他のOECD加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方（1993年～ 大気63物質・水質162物質）、デンマーク（1997年～ ）、フィンランド（1988年～ ）、ノルウェー（1992年～ ）、アイルランド（1996年～ 50物質）、スウェーデン（2000年～ 70物質）、イタリア（2002年～ 50物質）、韓国（1999年～ 388物質）、メキシコ（1997年～ 104物質）、スロバキア（2003年～ 50物質）、スイス（2001年～ 50物質）

各種資料より作成